

○美唄市ふるさと納税特産品等贈呈事業実施要綱

(令和 2 年 3 月 31 日庁達第 14 号の 5)

改正 令和 3 年 4 月 1 日庁達第 34 号の 11

美唄市ふるさと納税特産品等贈呈事業実施要綱(平成 27 年庁達第 1 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この要綱は、美唄市に対して地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 37 条の 2 第 2 項及び第 314 条の 7 第 2 項に規定する寄附(以下「ふるさと納税」という。)に基づく寄附者(以下「寄附者」という。)に対し、総務省告示(平成 31 年告示第 179 号)の趣旨を踏まえ、特産品又は美唄市内で体験できるサービス(以下「特産品等」という。)を贈呈することにより、寄附者の意向を尊重したまちづくりに資することを目的とする。

(寄附金の使途)

第 2 条 市長は、寄附者が寄附金の使途について指定したときは、寄附者の意向を尊重するものとする。ただし、特段の指定がない場合は、市長が寄附金の使途を決定するものとする。

(寄附の申出)

第 3 条 ふるさと納税を行おうとする者は、美唄市ふるさと納税申出書(別記様式第 1 号)により市長に申し出なければならない。ただし、美唄市と収納等について契約を締結した業者のインターネットサイトを經由した申込みの場合は、この限りでない。

(受領)

第 4 条 市長は、ふるさと納税の受領を確認したときは、速やかにふるさと納税受領証明書(別記様式第 2 号)を寄附者に交付するものとする。

(特産品の贈呈)

第 5 条 市長は、寄附者が美唄市外在住者(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定により美唄市の住民基本台帳に記録されている者以外の者)に限り特産品等を贈呈するものとする。ただし、寄附者が特産品等の贈呈を希望しない場合は、この限りでない。

2 特産品等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 美唄市の知名度の向上又は産業の活性化に寄与するものであること。
- (2) 美唄市内で生産、製造、加工、栽培等をしているものであること。
- (3) 通年又は限定された期間に安定して提供できるものであること。

- (4) 寄附者への配送に耐え得るものであること。
 - (5) サービスの場合は、美唄市内で体験できるものであること。
- (特産品等取扱事業者)

第6条 特産品等を提供する事業者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者でなければならない。

- (1) 前条第2項に掲げる特産品等の提供が可能であること。
- (2) 責任者及び責任の所在が明確であり、寄附者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されていること。
- (3) 法令等に違反していないこと。

(個人情報取扱)

第7条 この要綱の実施に関して取得した個人情報については、美唄市個人情報保護条例(平成11年条例第2号)の定めるところにより適正に管理するとともに、当該個人情報を業務以外の目的で使用してはならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日庁達第34号の11)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

美唄市ふるさと納税申出書

[別紙参照]

別記様式第2号(第4条関係)

ふるさと納税受領証明書

[別紙参照]